

件名

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百八条の二十八第一項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前				
（別添様式第二号） 〔（第一面）～（第三面） 略〕 （第四面） （単位：百万円） <table><tr><td>CR1：資産の信用の質</td></tr><tr><td>【略】</td></tr></table> （注） この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。 【a～j 略】 k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。	CR1：資産の信用の質	【略】	（別添様式第二号） 〔（第一面）～（第三面） 同左〕 （第四面） （単位：百万円） <table><tr><td>CR1：資産の信用の質</td></tr><tr><td>【同左】</td></tr></table> （注） この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。 【a～j 同左】 k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）また、<u>連結自己資本規制比率告示第三十八条第五項及び第三十九条第二項の規定により金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号、以下「金融再生法施行規則」という。）</u> <u>第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上（代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）</u>に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。	CR1：資産の信用の質	【同左】
CR1：資産の信用の質					
【略】					
CR1：資産の信用の質					
【同左】					

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸付金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動
【略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを用いる。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを用いる。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由を用いる。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

【b～i 略】

(第六面)

(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法
【略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを用いる。）

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸付金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動
【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを用いる。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを用いる。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第五項及び第三十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上代替えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーを用いる。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由を用いる。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

【b～i 同左】

(第六面)

(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法
【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを用いる。）

）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 略]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f～m 略]

(第七面)

(単位：百万円、％)

CR4：標準的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～ee 略]

ff 項番10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 同左]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f～m 同左]

(第七面)

(単位：百万円、％)

CR4：標準的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～ee 同左]

ff 項番10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第五項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞償債に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払

が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスプージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[略] dd~ss

(第八面)

(单位:百万円)

CR5a：標準的手法 資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパート信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びびリスク・ウェイトの
みまし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう
）に係る信用リスクは対象外とする。

[a ~ bb 略]

cc 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[dd~jj 略]

〔(第八面の二)～(第二十九面) 略〕
(第三十面)

(単位:百万円)

IRBB1:金利リスク
[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語

dd~pp [同左]

(第八面)

(单位:百万円)

CR 5 a : 標準的手法 資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパート信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びクレジット・ウェイトの
みまし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することという
）に係る信用リスクは対象外とする。

[a ~ bb 同左]

項番 10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第五項により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合）あっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[dd~jj] 同左]

〔(第八面の二) ～ (第二十九面) 同左
(第三十面)

(單位：百萬円)

IRBB1:金利リスク

[[同左]]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語

の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

[a ・ b 略]

c この面において「上方バリエーション」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクリー・レートに、次の表に定める「バリエーションに関する金利変動幅（ベータ・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	バリエーションに関する金利変動幅（ベータ・ポイント）
【略】	
オーストラリア通貨	<u>350</u>
【略】	
スイス通貨	<u>175</u>
中華人民共和国通貨	<u>225</u>
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>225</u>
英国通貨	<u>275</u>
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	<u>225</u>
【略】	
インド通貨	<u>325</u>
【略】	
大韓民国通貨	<u>225</u>
【略】	
サウジアラビア通貨	<u>275</u>
スウェーデン通貨	<u>275</u>
シンガポール通貨	<u>175</u>
【略】	
南アフリカ共和国通貨	<u>325</u>
【略】	

d 【略】

e この面において「ステイナブル化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応

の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

[a ・ b 同左]

c この面において「上方バリエーション」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクリー・レートに、次の表に定める「バリエーションに関する金利変動幅（ベータ・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	バリエーションに関する金利変動幅（ベータ・ポイント）
【同左】	
オーストラリア通貨	<u>300</u>
【同左】	
スイス通貨	<u>100</u>
中華人民共和国通貨	<u>250</u>
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>200</u>
英国通貨	<u>250</u>
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	<u>200</u>
【同左】	
インド通貨	<u>400</u>
【同左】	
大韓民国通貨	<u>300</u>
【同左】	
サウジアラビア通貨	<u>200</u>
スウェーデン通貨	<u>200</u>
シンガポール通貨	<u>150</u>
【同左】	
南アフリカ共和国通貨	<u>400</u>
【同左】	

d 【同左】

e この面において「ステイナブル化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応

じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイナーク化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\underline{\tilde{S}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \underline{\tilde{S}_{long,c}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{steepener,c}(t)$ は、ステイナーク化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この面において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\underline{\tilde{S}_{short,c}}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」

（以下この面において同じ。）

$\underline{\tilde{S}_{long,c}}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」

（以下この面において同じ。）

x は、4（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 （ベース・ポイント）	長期金利に関する金利変動幅 （ベース・ポイント）
【略】		
オーストラリア通貨	425	300
【略】		
カナダ通貨	275	175
スイス通貨	250	200
【略】		
欧州経済通貨統合参加国通貨	350	200
英国通貨	425	250
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	375	200
【略】		
インド通貨	475	225
【略】		
大韓民国通貨	350	225
メキシコ通貨	【略】	200
【略】		

じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイナーク化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\underline{\tilde{R}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \underline{\tilde{R}_{long,c}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{steepener,c}(t)$ は、ステイナーク化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この面において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\underline{\tilde{R}_{short,c}}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」

（以下この面において同じ。）

$\underline{\tilde{R}_{long,c}}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」

（以下この面において同じ。）

x は、4（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 （ベース・ポイント）	長期金利に関する金利変動幅 （ベース・ポイント）
【同左】		
オーストラリア通貨	450	200
【同左】		
カナダ通貨	300	150
スイス通貨	150	100
【同左】		
欧州経済通貨統合参加国通貨	250	100
英国通貨	300	150
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	250	100
【同左】		
インド通貨	500	300
【同左】		
大韓民国通貨	400	200
メキシコ通貨	【同左】	300
【同左】		

サウジアラビア通貨	<u>375</u>	<u>250</u>
スウェーデン通貨	<u>425</u>	<u>200</u>
シンガポール通貨	<u>250</u>	<u>225</u>
【略】		
アメリカ合衆国通貨	【略】	<u>225</u>
【略】		

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\underline{\Delta S_{flatener,c}(t)} = 0.8 \cdot \left(\underline{\tilde{s}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \underline{\tilde{s}_{long,c}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\underline{\Delta S_{flatener,c}(t)}$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\underline{\Delta S_{short,c}(t)} = \underline{\tilde{s}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\underline{\Delta S_{short,c}(t)}$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

【h～q 略】

【削る。】

〔（第三十一面）～（第三十八面） 略〕

サウジアラビア通貨	<u>300</u>	<u>150</u>
スウェーデン通貨	<u>300</u>	<u>150</u>
シンガポール通貨	<u>200</u>	<u>100</u>
【同左】		
アメリカ合衆国通貨	【同左】	<u>150</u>
【同左】		

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\underline{\Delta R_{flatener,c}(t)} = 0.8 \cdot \left(\underline{\tilde{R}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \underline{\tilde{R}_{long,c}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\underline{\Delta R_{flatener,c}(t)}$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\underline{\Delta R_{short,c}(t)} = \underline{\tilde{R}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\underline{\Delta R_{short,c}(t)}$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

【h～q 同左】

Ⅰ この面におけるロ欄、ニ欄及びヘ欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

〔（第三十一面）～（第三十八面） 同左〕

(別添様式第四号)	(第一面)
OV1：リスク・アセットの概要	(単位：百万円)
【略】	
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。	
[a～ww 略]	
xx 項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法採用最終指定親会社において(連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の規定により、内部格付手法採用最終指定親会社において)(連結自己資本規制比率告示第百五十六条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。	
[yy～ccc 略]	(第二面)
CR1：資産の信用の質	(単位：百万円)
【略】	
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。	
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算(連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。)及び信用リスク・アセットのみなし計算(連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。)(に係る信用リスクは対象外とする。	
[a～j 略]	
k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー(連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。)(に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(連結自己資本	

(別添様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

【a～ww 同左】

xx 項番 23 「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法採用最終指定観会社において連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の規定により、内部格付手法採用最終指定観会社においては連結自己資本規制比率告示第五百六十六条の三の規定により、250ペーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

【yy～ccc 同左】

(第二面)

(単位：百万円)

CR1：資産の信用の質

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出すること）をいう。
 ）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算すること）をいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

【a～j 同左】

k イ欄には、標準的手法が適用される資産において連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）また、

連結自己資本規制比率告示第三十八条第五項及び第三十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第

本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。) が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと (資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること)。

[1～p 略]

(第三面)

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動
【略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

四条第四項に規定する三月以上延滞償債に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理償債に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること）。

[1～p 同左]

(第三面)

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動
【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第五項及び第三十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞償債に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理償債に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 略]		(第四面)
CR3：信用リスク削減手法		(単位：百万円)
[略]		
(注)		
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。		
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。		
[a～d 略]		
e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1＋2＋3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産において連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。		
[f～m 略]		(第五面)
		(単位：百万円、%)
CR4：標準的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果		
[略]		
(注)		

[b～i 同左]		(第四面)
CR3：信用リスク削減手法		(単位：百万円)
[同左]		
(注)		
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。		
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。		
[a～d 同左]		
e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1＋2＋3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産において連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第五項及び第三十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。		
[f～m 同左]		(第五面)
		(単位：百万円、%)
CR4：標準的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果		
[同左]		
(注)		

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することという。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～ee 略]

ff 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[gg～pp 略]

(第六面)
(単位：百万円)

CR 5 a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することという。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～bb 略]

cc 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することという。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～ee 同左]

ff 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第五項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[gg～pp 同左]

(第六面)
(単位：百万円)

CR 5 a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することという。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～bb 同左]

cc 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第五項により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するもの

[dd～ji 略]

〔（第六面の二）～（第二十三面） 略〕

（第二十四面）

（単位：百万円）

IRBB1：金利リスク

【略】

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

〔a・b 略〕

c この面において「上ガバレッジメント」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「バレッジメントに関する金利変動幅（ベージス・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	バレッジメントに関する金利変動幅（ベージス・ポイント）
【略】	
オーストラリア通貨	<u>350</u>
【略】	
スイス通貨	<u>175</u>
中華人民共和国通貨	<u>225</u>
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>225</u>
英国通貨	<u>275</u>
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	<u>225</u>
【略】	
インド通貨	<u>325</u>
【略】	

と査定する事由としたエクスポーチャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[dd～ji 同左]

〔（第六面の二）～（第二十三面） 同左〕

（第二十四面）

（単位：百万円）

IRBB1：金利リスク

【同左】

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

〔a・b 同左〕

c この面において「上ガバレッジメント」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「バレッジメントに関する金利変動幅（ベージス・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	バレッジメントに関する金利変動幅（ベージス・ポイント）
【同左】	
オーストラリア通貨	<u>300</u>
【同左】	
スイス通貨	<u>100</u>
中華人民共和国通貨	<u>250</u>
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>200</u>
英国通貨	<u>250</u>
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	<u>200</u>
【同左】	
インド通貨	<u>400</u>
【同左】	

大韓民国通貨	225
【略】	
サウジアラビア通貨	275
スウェーデン通貨	275
シンガポール通貨	175
【略】	
南アフリカ共和国通貨	325
【略】	

d 【略】

e この面において「ステイナブル化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイナブル化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{steepen,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\bar{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\bar{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{steepen,c}(t)$ は、ステイナブル化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この面において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\bar{S}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」

（以下この面において同じ。）

$\bar{S}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」

（以下この面において同じ。）

x は、4（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 （ベーシス・ポイント）	長期金利に関する金利変動幅 （ベーシス・ポイント）
【略】		
オーストラリア通貨	425	300
【略】		
カナダ通貨	275	175
スイス通貨	250	200
【略】		

大韓民国通貨	300
【同左】	
サウジアラビア通貨	200
スウェーデン通貨	200
シンガポール通貨	150
【同左】	
南アフリカ共和国通貨	400
【同左】	

d 【同左】

e この面において「ステイナブル化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイナブル化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{steepen,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{R}_{short,c} \cdot e^{\bar{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{R}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\bar{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{steepen,c}(t)$ は、ステイナブル化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この面において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\bar{R}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」

（以下この面において同じ。）

$\bar{R}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」

（以下この面において同じ。）

x は、4（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 （ベーシス・ポイント）	長期金利に関する金利変動幅 （ベーシス・ポイント）
【同左】		
オーストラリア通貨	450	200
【同左】		
カナダ通貨	300	150
スイス通貨	150	100
【同左】		

欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>350</u>	<u>200</u>
英国通貨	<u>425</u>	<u>250</u>
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	<u>375</u>	<u>200</u>
【略】		
インド通貨	<u>475</u>	<u>225</u>
【略】		
大韓民国通貨	<u>350</u>	<u>225</u>
メキシコ通貨	【略】	<u>200</u>
【略】		
サウジアラビア通貨	<u>375</u>	<u>250</u>
スウェーデン通貨	<u>425</u>	<u>200</u>
シンガポール通貨	<u>250</u>	<u>225</u>
【略】		
アメリカ合衆国通貨	【略】	<u>225</u>
【略】		

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\underline{\Delta S_{flatener,c}(t)} = 0.8 \cdot \left(\underline{\tilde{S}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \underline{\tilde{S}_{long,c}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\underline{\Delta S_{flatener,c}(t)}$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\underline{\Delta S_{short,c}(t)} = \underline{\tilde{S}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\underline{\Delta S_{short,c}(t)}$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

【h～q 略】

【割る。】

欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>250</u>	<u>100</u>
英国通貨	<u>300</u>	<u>150</u>
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	<u>250</u>	<u>100</u>
【同左】		
インド通貨	<u>500</u>	<u>300</u>
【同左】		
大韓民国通貨	<u>400</u>	<u>200</u>
メキシコ通貨	【同左】	<u>300</u>
【同左】		
サウジアラビア通貨	<u>300</u>	<u>150</u>
スウェーデン通貨	<u>300</u>	<u>150</u>
シンガポール通貨	<u>200</u>	<u>100</u>
【同左】		
アメリカ合衆国通貨	【同左】	<u>150</u>
【同左】		

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\underline{\Delta R_{flatener,c}(t)} = 0.8 \cdot \left(\underline{\tilde{R}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \underline{\tilde{R}_{long,c}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\underline{\Delta R_{flatener,c}(t)}$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\underline{\Delta R_{short,c}(t)} = \underline{\tilde{R}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\underline{\Delta R_{short,c}(t)}$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

【h～q 同左】

i この面における口欄、二欄及び三欄の「前中間期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当

〔第二十五面〕～〔第三十面〕 略

該欄に語載することを要しない。

〔第二十五面〕～〔第三十面〕 同左

(別添様式第六号)	(別添様式第六号)
(第一面) (単位：百万円)	(第一面) (単位：百万円)
OV1：リスク・アセットの概要	OV1：リスク・アセットの概要
[略]	[同左]
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 [a～uu 略]	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 [a～uu 同左]
vv 項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の規定により、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第百五十六条の三の規定により、250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 [ww～aaa 略]	vv 項番23「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の規定により、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第百五十六条の三の規定により、250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 [ww～aaa 同左]
[(第二面) ～ (第六面) 略]	[(第二面) ～ (第六面) 同左]
備考 表中の「」の記号は左記による。	

附 則

この告示は、令和七年三月三十一日から適用する。ただし、別紙様式第二号第三十面及び別紙様式第四号第二十四面の改正規定は、令和八年三月三十一日から適用する。